

各国政府の危機管理組織の概要

出典：平成27年度防災白書

参考4

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	台湾
組織名	内閣府（防災担当）	国土安全保障省 FEMA（Federal Emergency Management Agency 連邦危機管理庁）	内閣府 CCS（Civil Contingencies Secretariat 民間緊急事態事務局）	BBK （Federal Office of Civil Protection and Disaster Assistance：市民保護・災害援助の連邦政府機関）	内務省 DSC（Directorate of Civil Defence and Security 民間防衛・安全理事会）	安全行政部 NEMA（National Emergency Management Agency 消防防災庁）	行政院 災害予防・対策室（災害防救辦公室）
設置年	1984年	1979年 （2003年に国土安全保障省の傘下に）	2001年	2004年	1975年	2004年	
トップ	防災担当大臣	長官		内務大臣	内務大臣	消防防災庁長（安全行政部長官）	
人員	92名（定員）	FEMA：7,672人の常勤職員 （10,600人の非常時対応要員）	およそ60名	344名		435名	
平時の体制	8参事官室 ・総括担当 ・災害緊急事態対応担当 ・地方・訓練担当 ・調査・企画担当 ・被災者行政担当 ・普及啓発・連携担当 ・防災計画担当 ・事業推進担当	FEMAの組織 ・保護・準備部 ・応急対応・復旧部 ・連邦保険・緩和部 ・米国防消防局 ・活動支援 更に全米を10ブロックに分け、ブロック毎に地域事務所を設置。	CCSの組織 ・評価（Assessments）課 ・作戦（Operations）課 ・政策（Policy）課	連邦住民保護・防災支援庁の組織： ①危機管理部 ②非常時対策・重要社会基盤・国際協力部 ③研究技術・健康防護部 ④民間人保護訓練及び危機管理・非常時計画・民間人保護アカデミー部 また、民間人保護及び防災における救護のための技術的な支援を行う組織として、連邦技術支援隊（THW）が設置されている。	国レベルでは、内務大臣が、フランス国内全域を通して災害時の地域・公共施設等への救済措置を準備し、緊急事態における資源の調整を行うこととなっている。	消防防災庁の組織 ・企画調整官 ・予防安全局 ・消防政策局 ・防災管理局	
災害発生時の体制	都道府県レベルで対応できない非常災害の場合、防災担当大臣を長とする非常災害対策本部設置（若しくは異常かつ激甚な非常災害の場合、総理大臣を長とする緊急災害対策本部を設置）	大規模災害・事件が発生した際に、州知事から大統領宣言発令を要請。州又は地方政府の対応能力・資源を超えた大規模災害又は緊急事態であり、甚大な被害のおそれがあると認められる場合は、大統領により大規模災害宣言又は緊急事態宣言を発令。緊急事態宣言が発令されると、連邦政府と地方政府の活動及び資源を調整するため連邦調整官が任命され、FEMAを中心としてスタフォード法及び国家対応枠組に規定される連邦援助が開始。	緊急事態の状況が深刻、又は影響が広範囲に及ぶ場合には、内閣府ブリーフィングルーム（COBR：Cabinet Office Briefing Rooms）が立ち上がり、民間緊急事態委員会において国家としての対応方針を検討。	州の対応能力を超えたり、被害が境界線を越えるような大災害が発生した場合は、内務省に省庁間を調整する組織が立ち上がる。	自然災害に対する救助活動や復旧活動については、初動は市町村等の各地方自治体が行い、災害の規模等に応じてレベルが上がっていく。	非常時には、安全行政部内に安全行政部長官を本部長として中央災害安全対策本部が置かれる。本部長は実動職員や災害管理責任機関職員の派遣要請、国防部長官に対する軍部隊の要請を行うことができる。	重大な災害が発生又は発生する見込みがある場合、中央災害対応センターを設置。
省庁横断的対応	緊急事態の類型によって、それぞれ根拠法が定められており、主幹省庁を中心に複数の省庁が連携して緊急事態対応にあたる。 （自然災害、大規模な火事・事故等→災害対策基本法（内閣府）、原子力災害→原子力災害特措法（原子力規制委員会）、新型インフルエンザ等→新型インフル等特措法（内閣官房）、武力攻撃事態等→事態対処法（内閣官房）） ※発災時にはそれぞれの法律に基づき、全閣僚・全省庁から成る対策本部が設置され、当該本部において調整を実施。	政府としてESF（緊急支援業務）を定め、この15に類型化された業務の遂行部門について、調整機関、主要機関、サポート機関として各省庁を指定。これらの機関相互の調整が難航する場合には、FEMAが最終的な調整を図る仕組みを構築。	緊急事態ごとに定められた主幹省庁（LGD：Lead Government Department）を中心に、複数の省庁が連携し緊急事態対応に当たる。他の省庁はLGDの対応の支援を行う。（LDGが他の省庁に対し指揮命令権限を持っているわけではない。）	上記の組織が立ち上がった場合、内務省は他の連邦省庁や他の州と連携して、被災地への支援の調整を図る役割がある。	【再掲】 国レベルでは、内務大臣が、フランス国内全域を通して災害時の地域・公共施設等への救済措置を準備し、緊急事態における資源の調整を行うこととなっている。	安全行政部はNEMAに加え、警察庁も管轄しており、消防と警察の活動を統合的に調整できる。	災害の種類などにより、担当となる機関が定められている。 ・台風、地震、火災等→内政部 ・水害、干ばつ、ライフライン関係→経済部 ・寒波、土砂崩れ等→行政院農業委員会 ・飛行機事故、交通事故等→交通部
オールハザードの想定	各個別の根拠法に基づき、緊急事態の類型毎に、各省庁が権限を有する。 ※初動対応については、自然災害、原子力災害、新型インフルエンザ等ハザードの種類を問わず内閣危機管理監（内閣官房事態対応・危機管理担当）において一元的に総合調整。	基本的にオールハザード・アプローチを採用 （ただし、生物事故、サイバー事故、原子力・放射能事故などの特殊な事象に対しては専門知識を有する省庁が主導的に対応）	民間緊急事態法が対象としているのは、自然災害や伝染病、テロリズム、ライフラインや社会インフラの停止などの幅広い緊急事態。（ただし、事象ごとにLGDが定められており、CCSは各機関の調整等の責任を持つ体制となっている。）	ドイツの憲法によると、平時は、州があらゆる災害対応を担当。災害の異なる種類の間に構造的な違いは存在しない。 （連邦政府が民間防衛のための全ての責任を持つこととなるのは戦争時のみ。平時における災害対応、普及対応は16の州が担当。さらに、当該州の対応は全て郡及び市町村に権限委譲されているため、実際の災害活動は郡、市町村レベルで実施される。）		NEMAは、台風、地震等の自然災害及び火災・爆発・交通事故等の人的災害を対象とする。 なお、原子力防災については、原子力安全委員会の放射線防災局が中心となる。	災害ごとに災害予防・対応業務主管機関が定められているが、政府全体としてはオールハザードの想定となっている。（機関の定めがない場合は、中央災害予防・対応会議が主管機関を指定）
予算	52.9億円（2014年当初）	約136億USD（2013年度） （うち洪水保険36億USD）	緊急事態対応の予算は各省庁が負担し、CCSの予算は平時対応のみ			約3億USD	
現地政府組織	平時における防災の地方組織はない。発災時には、災害の規模等に応じ、政府現地対策本部、現地連絡調整室等を設置。	全国10ヶ所に常設の地域事務所が置かれている。 発災時には当該事務所から被災地に職員を派遣し、連邦政府と州政府との間の連絡・調整を実施。	2010年に地域政府事務所は廃止された。 発災時には、緊急事態要員が現地に派遣されコミュニティ・地方自治省との連絡調整を実施。		フランス全土を7つの管区に分け、管区ごとに災害対策計画を策定。管区の長が防衛管区内において緊急事態における資源調整を行う。	現場の実動部隊である消防・警察は安全行政部直轄。非常時には、現場情報管理官が被災地に派遣されることも。	発災時には、中央災害対応センター指揮官の同意により、被災状況に応じて、現地に前身指揮所を設置。被災現場の確認、支援物資調整、救援活動を実施。

（注）「政府の防災・安全保障・危機管理体制の在り方に係る調査 報告書」及び各機関HPなどより内閣府において作成